

議案第 94 号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 11 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴う改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第6号ア中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,740円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいれずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (保険料率)</p> <p>第9条 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,740円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいれずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>以下 略</p>

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の改正に伴う改正

2 改正の内容

介護保険法施行令（以下「令」という。）において、介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案される。この改正により令第38条第4項が削除され、本条例の介護保険料の所得段階を定める引用法令を令第22条の2第2項に改める。（第9条関係）

3 施行日 平成30年8月1日